



備. 備2. 対第147号  
令和2年11月2日

国土交通省  
東京航空局長 殿

警視庁警備部長



立皇嗣の礼に伴う警備協力依頼について (通知)

仲秋の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、警察行政、特に各種警備に伴う諸対策につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、御案内のとおり、11月8日(日)に秋篠宮文仁親王殿下が皇嗣になられたことを宣言する「立皇嗣宣明の儀」、その後、天皇陛下が初めて皇嗣殿下に会われる「朝見の儀」が執り行われます。

こうした皇室関連行事を巡っては、極左暴力集団をはじめ反皇室グループ等による反対行動や不法行為が懸念されることから、当庁といたしましては、警戒警備の万全を図るため各種警備諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましては、何卒、本警戒警備の重要性を御理解の上、不測の事態を防止するため、飛行自粛等の要請につき、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 飛行自粛等依頼事項

### 1 飛行自粛の期間（時間）及び区域

月日（曜）	時間	区域
11月8日（日）	午前8時30分から 午後6時00分までの間	○皇居（外苑含む） （東経139度45分15秒70・北緯35度41分01秒68） 外周から3km圏内、高度無制限

### 2 除外航空機

- (1) 警戒のため飛行する警察航空機
- (2) 緊急用務で飛行する警察、消防防災及び救難航空機
- (3) 気象状況、交通状況、離着陸を行う空港等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行自粛区域を飛行することを指示又は承認された航空機
- (4) 事前に警察と連絡調整した報道航空機  
(ただし、皇居、赤坂御用地及び自動車お列の上空は除く。)

### 3 その他

- (1) 飛行自粛については、一般社団法人「日本新聞協会」、一般社団法人「農林水産航空協会」、一般社団法人「日本航空協会」及び一般社団法人「全日本航空事業連合会」にも要請を行っています。

#### (2) 連絡先

警視庁警備部警備第二課（警備対策係）

電話 03-3581-4321（内線55331）

フ ラ イ ト 自 粛 要 請

期 間	区 域
11月8日(日) 午前8時30分から 午後6時00分までの間	皇居(外苑含む) 外周から3km圏内 高度無制限

